

序

本館には、かつて「外地」と呼ばれていた頃の朝鮮・台湾・満州・南洋群島に関する図書・雑誌・パンフレット、地図等の文献資料が数多く所蔵されている。とくに満鉄、関東庁（局）、朝鮮総督府、台湾総督府その他在外機関が刊行した年報、叢書、調査書、報告書の類は、かなりまとまったものである。旧外地に関して、これほどの集書が現存する図書館は、全国でもそれ程多くはないと思われる。このことは、本学が北海道に所在し、「外地」の殖産にも深い関心を有していたことによるものであろう。

戦後のわが国におけるこれらの地域の研究は甚だ低調であったようと思われる。恐らくその水準は、かつて研究の場を現地に有していた頃のそれとは比較にならないであろう。当時は、社会・文化の各方面において基礎的な調査がおこなわれ、また数々の研究成果もあらわれたのであった。だが幸いに近年になって、戦前のわが国の対外地政策の批判的研究は勿論のこと、これらの地域に関する本来の地域研究も漸く緒につき、新資料の刊行とともに過去の出版物の復刻も次々に行なわれるようになった。本館が関係資料の所蔵目録作成を企てたのは、このような時期に際し、今後における地域研究の一助ともなることを願ったからである。朝鮮および台湾については、すでに国立国会図書館、財団法人友邦協会、アジア経済研究所、東京大学東洋文化研究所等により所蔵資料目録や文献目録が刊行されているが、本館の目録がこれらをいくらかでも補うことができれば幸いである。

この目録は、戦前の旧外地に関する資料目録であると同時に、旧外地刊行物の目録をも兼ねている。後者の資料には直接旧外地と関係のない資料も多いが、これらも当時の現地諸機関の関心や活動を示すものとして関係資料の一部とみなした。本学には附属図書館以外にも、経済学部（とくに高岡文庫）、農学部、理学部その他に多数の関係資料が所蔵されているが、今回は編集期間の制約のためにこれらは割愛せざるをえなかった。なお、いま一つの旧外地樺太については、いずれ「北方資料目録」の一部として印刷の予定である。

終りに、この目録の刊行のために援助をいただいた文部省学術国際局情報図書課のご好意に謝意をのべるとともに、多忙な日常業務の傍、この目録の編成に献身的な努力を惜まれなかつた館員諸君、なかんづく参考掛長秋月俊幸氏の尽力に敬意を表したいと思う。

昭和50年2月

北海道大学附属図書館長

早川泰正

凡　　例

1. この目録には、北海道大学附属図書館が所蔵する朝鮮・台湾・満州・南洋群島（旧委任統治）関係の資料を収録した。この中にはまた法・文・経済諸学部資料のうち、本館書庫に保管中のものも含まれている。
2. この目録における関係資料収録の範囲は次の通りである。
 - ① 明治以降昭和20年までの期間に、上記諸地域で刊行された単行書・雑誌・新聞・パンフレット・地図等の資料。
 - ② この時期に、上記諸地域について書かれた資料およびその復刻版。
以上のはか、研究者の便宜を考慮して、例外的に昭和20年以降に発行された該時期の上記諸地域に関する記録や回想、文献目録、研究書などを含んでいる。
3. 資料は下記の基準に従い、朝鮮・台湾・満州・南洋群島の4篇に分けた。
 - ① 上記諸地域を対象とした出版物は、出版地に拘りなくその地域にいた。諸地域にまたがる出版物は、そのいずれにも重出されている。
 - ② 上記以外の地域を対象とした資料は、出版の地域にいた。
4. この目録では、各篇とも資料を13項目に分類し、項目によってはさらにこれを細分した。細目は地域により若干の差違がある。項目あるいは細目内の配列は、著編者名のアルファベット順（ヘボン式）としたが、同一著編者のなかは書名順である。
5. 記入事項は、文献番号・著編者・書名・巻号・版次・出版地・出版者・出版年・頁数（巻数）、資料の大きさ・双書注記・一般注記・内容注記・請求記号の順に記した。出版者は編者と同一の場合は省略されている。図書の大きさについては、以前本館が使用していたDeweyのサイズ表示法によったものがある（F・Q・O・D・S・Tなど）。
6. 漢字はできるだけ当用漢字に改めたが、仮名遣いはもとのままである。
7. 索引は、各篇の末尾にそれぞれ著編者・書名の索引を付した。報告書、調査書などの団体出版物は、なるべく執筆者名からも副出するよう努めたが、なお不完全である。
8. 収録資料には別置本が多いので、これらの資料を閲覧請求の際は、請求記号のほか以下の如く別置箇所を明記することが必要である。

参考	参考図書室	満州P	満州パンフレット
図資	図書館学資料	朝鮮P	朝鮮パンフレット
北方	北方資料室 および 札幌農学校旧蔵文庫	台湾P	台湾パンフレット
佐藤	佐藤昌介文庫	経	経済学部移管
新渡戸	新渡戸稻造文庫	経資	経済・資料
南	南鷹次郎文庫	法	法学部移管
		文	文学部移管

9. 当該資料にはかなりの重複本があるが、請求記号を異にするものは、そのいずれをも併記した。この際はそれぞれの請求記号から利用することができる。